他の教育費

算式ウ及び算式エにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

(B × 653 ＋C × 254 ＋D × 294 ＋E × 37 ＋F × 72 ＋G × 142 ＋H × 151 ＋I × 58 ＋J × 101 ＋K × 118 ＋L × 8 ＋M × 81 ＋N × 95 ＋O × 121) ／A

算式アの符号

［略］

B　学校基本調査規則によつて調査したその年の5月1日現在における当該市町村立大学（当該市町村が地方独立行政法人法第6条第3項に規定する設立団体（以下この号において「設立団体」という。）である同法第68条第1項の公立大学法人の設置する大学を含む。以下この号において同じ。）の医学部（医学に関する単科大学を含む。）に在学する学生（大学院に在学する学生を含む。）の数（公立大学法人の設置する大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である地方独立行政法人法第68条第1項の公立大学法人の設置する大学の学科、専攻科及び大学院に在学する学生の数については、当該学生の数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立の大学の学部、専攻科及び大学院に在学する学生の数とし、大学を開設（学部及び学科の開設を除く。）した場合においては、開設初年度目にあつては当該開設した大学の学生数に2.0を、開設2年度目にあつては1.5を、開設3年度目にあつては1.25をそれぞれ乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。符号Cから符号Gまでにおいて同じ。）

［略］

H　学校基本調査規則によつて調査したその年の5月1日現在における当該市町村立短期大学（当該

他の教育費

算式ウ及び算式エにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式ア

(B × 660 ＋C × 264 ＋D × 302 ＋E × 37 ＋F × 76 ＋G × 143 ＋H × 154 ＋I × 62 ＋J × 105 ＋K × 121 ＋L × 7 ＋M × 79 ＋N × 94 ＋O × 122) ／A

算式アの符号

［同左］

B　学校基本調査規則によつて調査したその年の5月1日現在における当該市町村立大学（当該市町村が地方独立行政法人法第6条第3項に規定する設立団体（以下この号において「設立団体」という。）である同法第68条第1項の公立大学法人の設置する大学を含む。以下この号において同じ。）の医学部（医学に関する単科大学を含む。）に在学する学生（大学院に在学する学生を含む。）の数（公立大学法人の設置する大学のうち、都道府県及び市町村が設立団体である地方独立行政法人法第68条第1項の公立大学法人の設置する大学の学科、専攻科及び大学院に在学する学生の数については、当該学生の数を当該大学を設置した公立大学法人の設立団体である都道府県知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立の大学の学部、専攻科及び大学院に在学する学生の数とし、大学を開設（学部及び学科の開設を除く。）した場合においては、開設初年度目にあつては当該開設した大学の学生数に2.0を、開設2年度目にあつては1.5を、開設3年度目にあつては1.25をそれぞれ乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。Cから Gまでにおいて同じ。）

［同左］

H　学校基本調査規則によつて調査したその年の5月1日現在における当該市町村立短期大学（当該